

ネットワーク社会のプライバシー

個人情報保護法と住基ネット

池田信夫
RIETI



私の個人情報とは私のものか

- プライバシー：個人情報を隠すこと
 - 住所・氏名・前科：公的な情報
 - 顧客・信用情報：私の作った情報ではない
- 私についての情報は私の情報ではない
 - 「自己情報コントロール権」：有害無益
- 個人情報の保護：社会的には有害
 - 情報の流通制限：表現の自由の侵害
 - 情報の非対称性：非効率
- 本人の行動の自由度は上がる
 - 私的な便益：コストは本人が負担

メディア規制か

- 対象：「個人情報データベース等」
- 基本原則：努力規定
 - －「適正な方法による取得」
 - －「本人の適切な関与」
- 義務規定：報道・学術・宗教・政治は除外
 - －新聞協会：基本原則から除外せよと主張
 - －フリージャーナリスト：「著述業」も

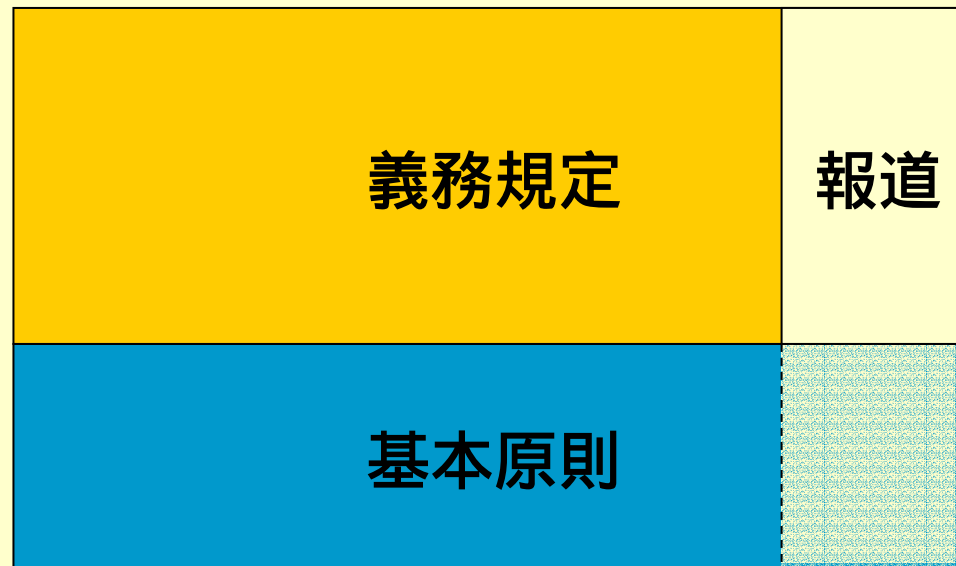
欧米の個人情報保護

- OECD: 8原則
 - EUデータ保護指令
 - 「本人同意」を条件とする包括的な規制
 - インターネットはほとんど違法状態
- 米国: プライバシー法
 - 連邦政府に対する請求権
 - 包括的なプライバシー保護: 違憲

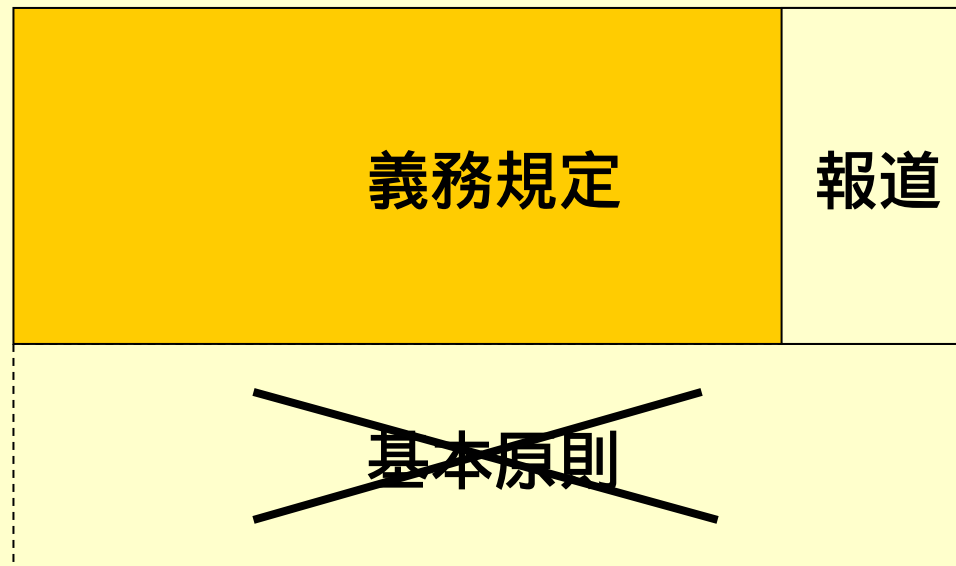
日本の個人情報保護法案

- ウェブサイト:「主務大臣」が監督
- 本人の同意なしに名前を載せると違法
 - 検索エンジン:ドメインごと削除
 - 地図データベース:空白
 - 電子掲示板:無条件に削除義務
- 修正案:基本原則を削除?
 - 報道・学術・宗教・政治:全面的に免責
 - インターネット:全面的に規制

骨抜きになった法案



骨抜きになった法案



効果は？

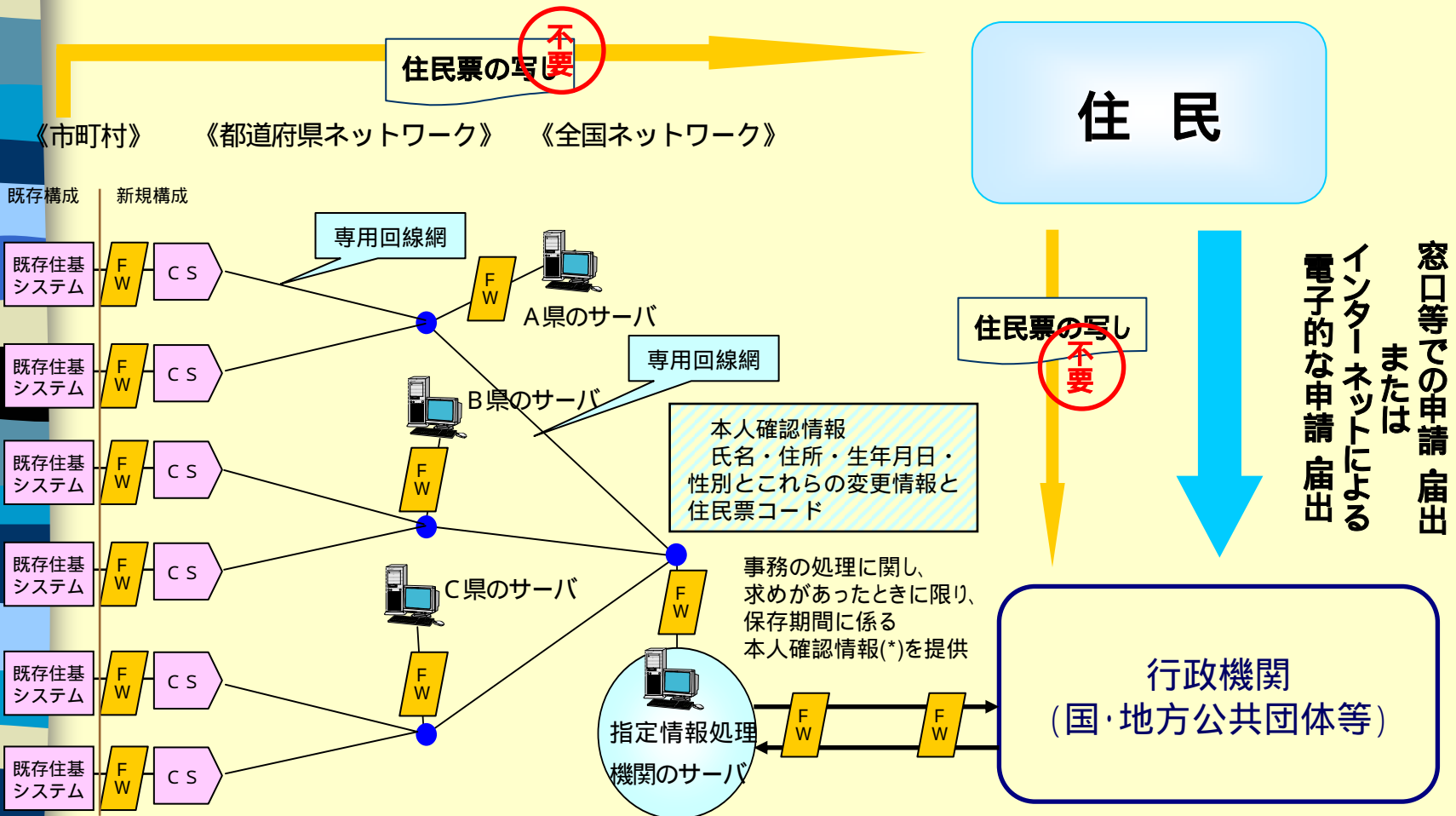
- 国民全員の住民データ：CD-ROMで流通
 - 新規の取得禁止 間違いが増えるだけ
 - 名簿ビジネス：アンダーグラウンド化
- 違法データ：P2Pで流通
 - 流通の規制は不可能
 - 個人情報問題は問題の一部
- 入口（提供）と出口（利用）でコントロール

合意による解決

- 入口：P3Pなどによる電子契約
- 出口：迷惑行為を規制
 - 事前の差し止め権ではなく事後の迷惑料
 - “Don’t call” list：ウェブで管理
 - 第三者機関(ADR)で紛争処理
- 法律：基本原則のみの「ガイドライン」に
 - 義務規定：原則廃止
 - 例外：戸籍・信用・医療情報など

住基ネット

- 「国民背番号」論争：ナンセンス
 - 名寄せ：住所氏名で全文検索できる
 - 問題は検索キーではなくデータの保護
- 住基ネット反対運動
 - 個人情報：絶対保護？絶対自由？
- 集権的構造：非効率・危険
 - 背番号：納税者番号以外に意味はない
- 行政情報：インターネット化



まとめ

- **費用と便益**のバランスを考える
 - ネットワークに「絶対安全」はない
- リスクは**自己責任**
 - 住民に選択肢を与える
- 情報産業に**新規立法は有害無益**
 - 既存の法律で司法的に処理
 - 当事者の合意・社会的規範が重要